

1. 都市計画道路網の見直しに伴う都市計画変更について

(1) 背景

尼崎市の都市計画道路は、昭和21年の都市計画決定以降、人口増加や都市の発展に対応するため、都市計画道路網を拡充してきた。

しかし、近年の人口の減少や少子高齢化の進展、都市の成熟化、経済の低成長などの社会情勢の変化により、都市計画道路としての当初に決定したときの必要性や位置づけに変化が生じている。また、都市計画道路の中には、計画決定から長期間を経ても事業化に至らない道路も存在しており、土地所有者の権利を制限し続けている事も問題となっている。

このような中、平成23年3月、兵庫県が、「都市計画道路網見直しガイドライン」を策定し、見直しの指針を示したことから、未整備の都市計画道路について、総合的に点検・検証し、適切な見直しを行うものである。

(2) 概要

都市計画道路網の見直しは、整備済・事業中・事業予定の箇所を除く全ての都市計画道路を対象として、基礎条件の整理や必要性の検証などを行い、市民説明会やパブリックコメント等を実施し、この結果を基に存続・廃止・縮小・ルート変更の見直し方針を策定・公表し、都市計画変更の手続きを行うものである。

この度、平成27年9月には、都市計画道路網見直し方針に基づく各路線の都市計画変更の素案を公表し、パブリックコメント及び説明会を実施した。

(これまでの経緯)

平成26年 3月	都市計画道路網見直し方針 たたき台 公表 説明会の実施
平成26年 8月	都市計画道路網見直し方針 素案 公表 パブリックコメントの募集
平成26年11月	都市計画審議会 パブリックコメントの結果について報告
平成27年 3月	都市計画審議会 都市計画道路網見直し方針の策定について報告 都市計画道路網見直し方針の策定・公表
平成27年 9月	都市計画変更 素案 公表 説明会の実施 パブリックコメントの募集

(3) 各路線の変更内容について

事前説明第 6 号

阪神間都市計画道路の変更(3.3.1 号阪神国道線ほか 3 路線の変更、兵庫県県決定)について

No.	都市計画変更路線名	主な変更内容	決定権者	計画図
1	阪神国道線	計画幅員を 3 3 m から 2 8 m に縮小	県決定	
2	出屋敷線	計画幅員を 1 5 m から 1 4 m に縮小	県決定	
3		新設計画を廃止	県決定	
4	久々知水堂線	計画幅員を 1 2 m から 1 1 m に縮小	県決定	
5		拡幅計画を廃止	県決定	
A	出屋敷線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更	県決定	
B	尼崎伊丹線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更	県決定	

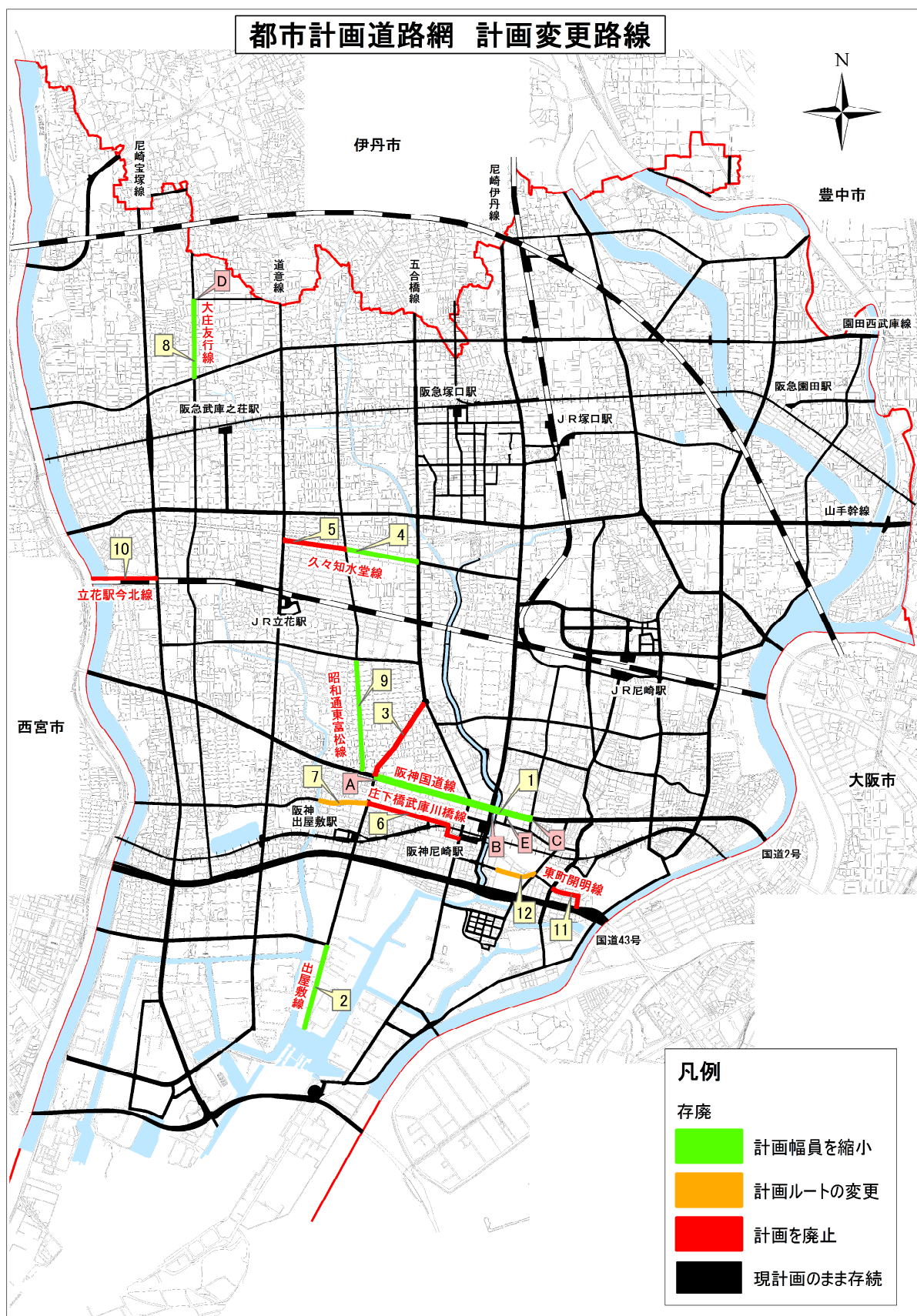
事前説明第 7 号

阪神間都市計画道路の変更 (3.5.622 号庄下橋線ほか 8 路線の変更、尼崎市決定) について

No.	都市計画変更路線名	主な変更内容	決定権者	計画図
6	庄下橋武庫川橋線	拡幅計画を廃止	市決定	
7	(庄下橋線、武庫川橋線)	新設計画を現道にルート変更	市決定	
8	大庄友行線	計画幅員を 1 2 m から 1 1 m に縮小	市決定	
9	昭和通東富松線	計画幅員を 1 2 m から 1 1 m に縮小	市決定	
1 0	立花駅今北線	新設計画を廃止	市決定	
1 1	東町開明線	拡幅計画を廃止	市決定	
1 2		新設計画を現道にルート変更	市決定	
C	金楽寺線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更	市決定	
D	友行野間線	大庄友行線の変更に伴う起点の変更	市決定	
E	都心 3 号線	阪神国道線の変更に伴う終点の変更	市決定	

県決定：路線の一部でも国道・県道が含まれる場合、県知事が都市計画を定める。

市決定：路線全体が市道の場合、市長が都市計画を定める。



2. 都市計画道路の計画の見直しに係る都市計画変更に対するパブリックコメントおよび説明会の結果について

パブリックコメント及び説明会の実施については、お知らせ（別紙 - 1）を市報に綴じ込み全戸配布を行うことや、市ホームページへの掲載等で、周知を図りました。

（1）パブリックコメントの結果について（別紙 - 2）

募集期間 : 平成27年9月7日～9月28日
 パブリックコメントの対象となる意見 : 0件
 パブリックコメントを受けて修正した箇所 : なし

その他意見（パブリックコメントの対象外） : 31名から66件

（2）説明会の結果について（別紙 - 3）

実施期間 : 平成27年9月10日～9月17日
 実施回数 : 各地区で6回
 参加者数 : 23名
 都市計画変更に関する意見 : 2件

意見の概要	市の考え方	件数
阪神国道線について		
阪神国道線の見直し区間は街の中心地であるが、駐車場などの利用が多いように思う。これは、都市計画の建築制限がかかっているからではないか。計画を縮小して、建築制限を解除することで、街の発展につながるのではないかと。縮小には賛成である。	【素案にすでに盛り込み済み】 市といたしましては、阪神国道線の幅員を縮小とする案を作成し、阪神国道線の都市計画変更の決定権限をもつ兵庫県に対して、案の申し出を行う予定としております。	1件
出屋敷線について		
出屋敷線の廃止区間について、病院が新しくできたので、整備できるのであれば整備したほうがよいのではないかと。	【以下の理由から素案は変更しない】 将来の交通量の予測を行った結果、出屋敷線を整備せずとも、隣接して並行する道路で交通量が補完可能であることなどから、廃止としています。	1件

説明会での意見を受けて修正した箇所 : なし

その他意見 : 16件

3. 今後の予定

今後は、以下の通り、都市計画変更手続きを進める予定である。

	県決定路線	市決定路線
平成27年11月	市：都市計画審議会（事前説明）	市：都市計画審議会（事前説明）
}	市：市原案作成	市：市原案作成
	市：県へ案の申し出	市：県へ知事協議
	県：県案作成	
	県：市へ意見照会、縦覧依頼	県：市へ知事協議の回答
平成28年3月	県・市：案の縦覧	市：案の縦覧
平成28年5月	市：都市計画審議会（諮問）	市：都市計画審議会（付議）
平成28年6月	県：都市計画審議会（付議）	
〃	県：計画決定告示・永久縦覧	市：計画決定告示・永久縦覧

以 上

都市計画道路網の計画を見直します

説明会とパブリックコメントを行います！

計画変更の背景と必要性

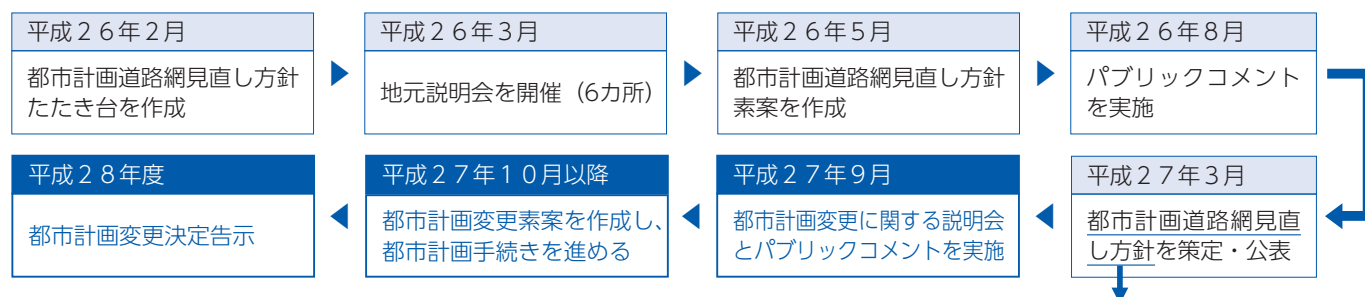
尼崎市の都市計画道路は、昭和21年の都市計画決定以降、人口増加や都市の発展に対応するため、都市計画道路網を拡充してきました。

しかし、近年の人口の減少や少子高齢化の進展、都市の成熟化、経済の低成長などの社会情勢の変化により、都市計画道路として当初に決定したときの必要性や位置づけに変化が生じています。また、都市計画道路の中には、計画決定から長期間を経ても事業化に至らない道路も存在しており、土地所有者の権利を制限し続けている事も問題となっています。

このため、未整備の都市計画道路について、尼崎市の目指すべき将来像に沿った計画となっているかを総合的に点検・検証し、適切な見直しを行います。

これまでの経緯と今後の進め方

兵庫県が策定した「都市計画道路網見直しガイドライン」をもとに、庁内検討部会で協議を重ね、昨年2月に都市計画道路網見直し方針のたたき台を作成しました。その後は、以下の手続きを踏んで、市民の皆様の声をもとに、今年3月に都市計画道路網見直し方針を策定しました。今年度は、この方針をもとに都市計画変更手続きを進めていきます。9月には都市計画変更についての説明会およびパブリックコメントを予定しています。



見直し方針については、市のホームページで「都市計画道路網見直し」と検索してください。

都市計画変更に関する説明会

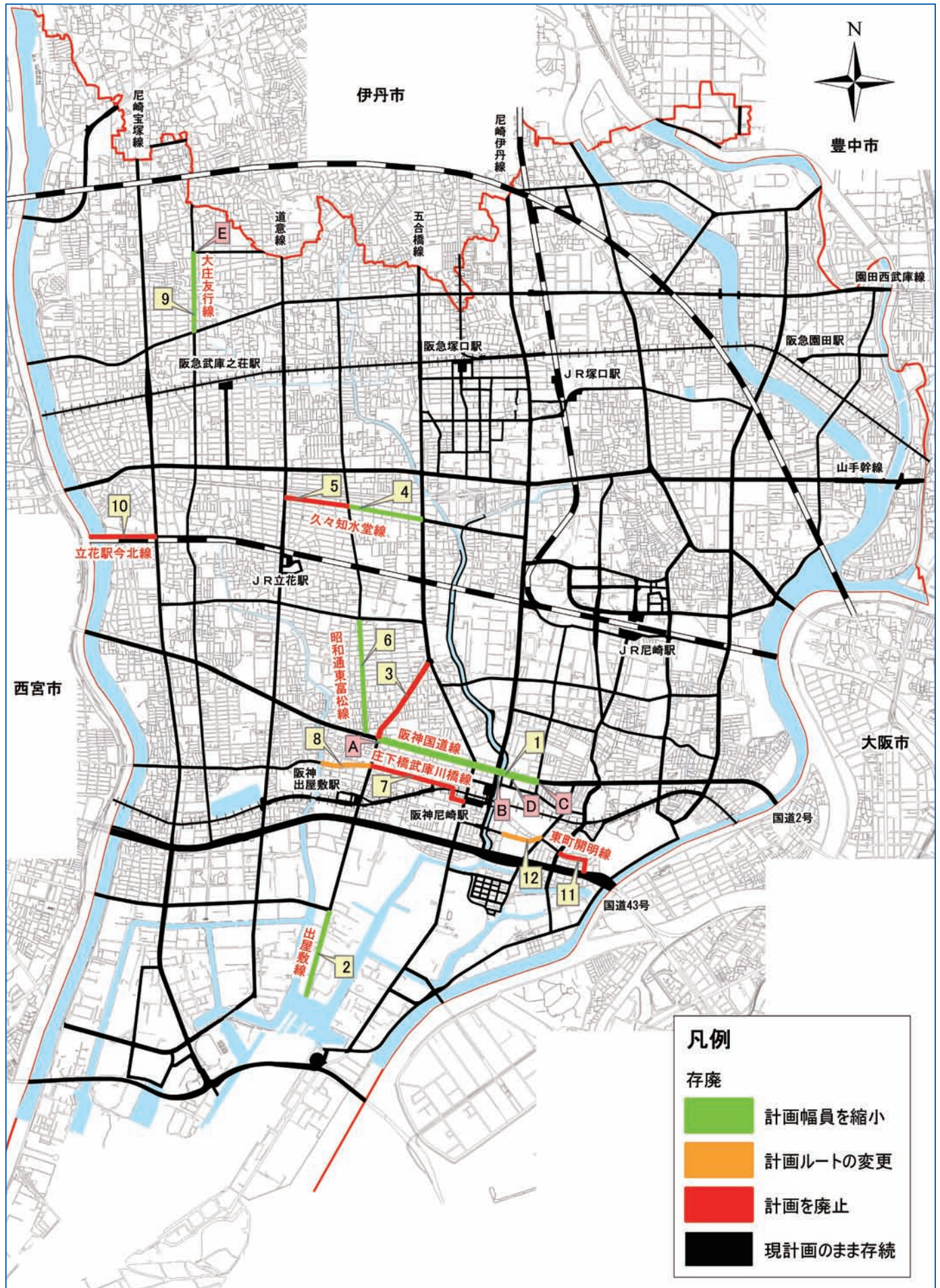
説明内容の概要はこのチラシの2ページ、3ページをご覧ください。日程と会場は下表の通り。当日直接会場へ。

日 程	時 間	会 場
9月10日（木）	いずれも午後6時から 1時間程度を予定	中央公民館 視聴覚室
9月11日（金）		大庄公民館 学習室3
9月14日（月）		小田公民館 学習室2・3
9月15日（火）		立花公民館 学習室1・2
9月16日（水）		武庫公民館 学習室4・5
9月17日（木）		園田公民館 学習室3・4

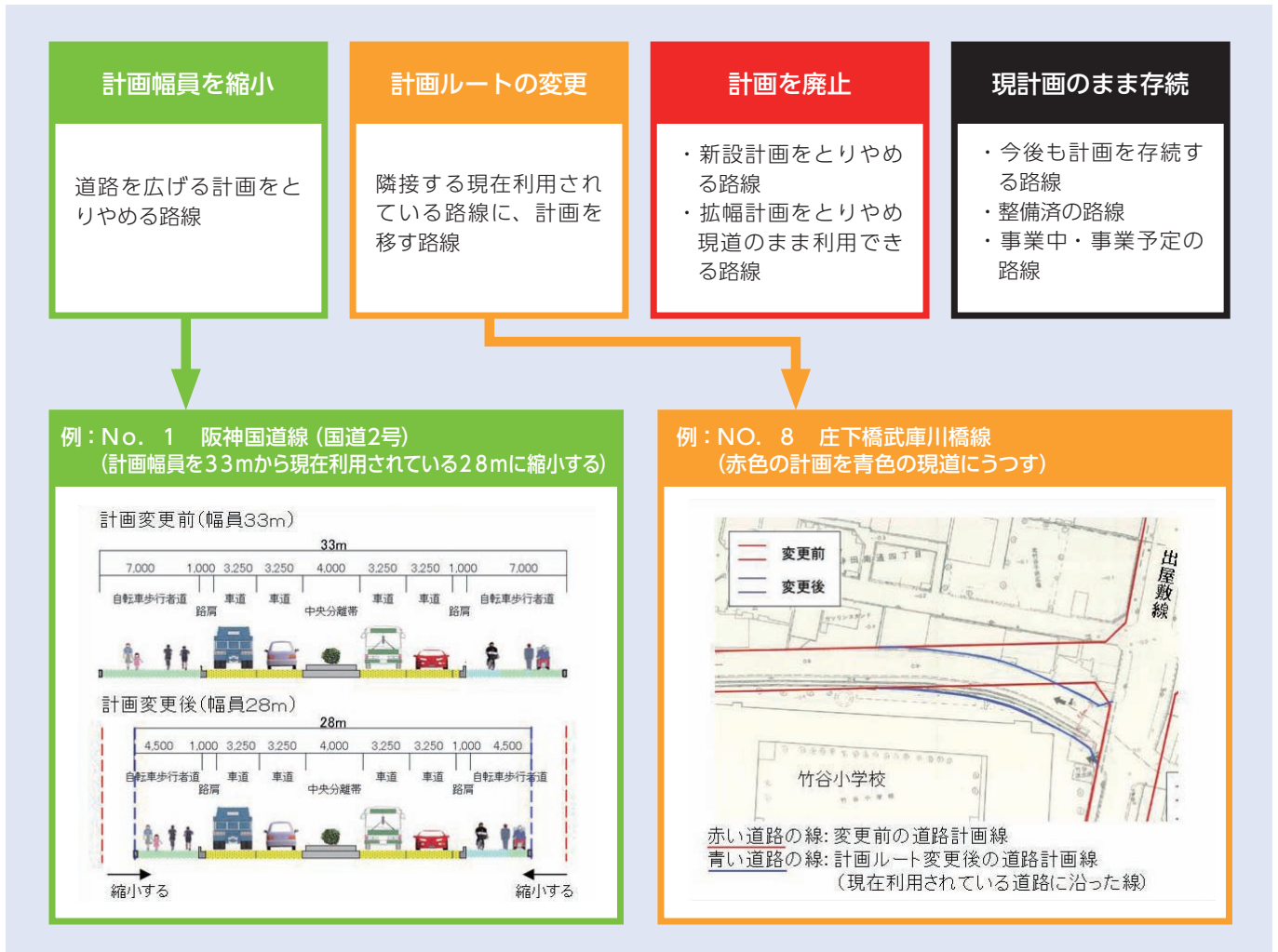
パブリックコメント

都市計画変更に関する意見を募集します。意見がある方は、9月7日（月）から9月28日（月）までに住所・氏名を書いて直接か郵送、ファクス、Eメールで市役所北館6階道路整備担当（連絡先は4ページに記載）へ。都市計画変更の詳細は、同担当の窓口や市のホームページなどで閲覧できます。

都市計画道路網 計画変更路線



【凡例の説明】



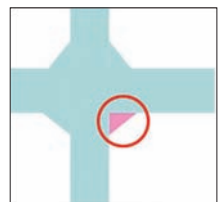
【見直し対象路線】

No.	路線名	主な変更内容
1	阪神国道線	計画幅員を33mから28mに縮小
2	出屋敷線	計画幅員を15mから14mに縮小
3		新設計画を廃止
4	久々知水堂線	計画幅員を12mから11mに縮小
5		拡幅計画を廃止
6	昭通東富松線	計画幅員を12mから11mに縮小
7	庄下橋武庫川橋線	拡幅計画を廃止
8		新設計画を現道にルート変更
9	大庄友行線	計画幅員を12mから11mに縮小
10	立花駅今北線	新設計画を廃止
11	東町開明線	拡幅計画を廃止
12		新設計画を現道にルート変更

【見直し対象路線の変更に伴い変更となる路線】

No.	路線名	主な変更内容
A	出屋敷線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更
B	尼崎伊丹線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更
C	金楽寺線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更
D	都心3号線	阪神国道線の変更に伴う終点の変更
E	友行野間線	大庄友行線の変更に伴う起点の変更

※隅切りとは、右図のように、交差点において、曲がりやすくするために交差点の角を切り取った部分を言います。



各路線の都市計画を定める者は以下のとおり

○兵庫県が計画を定める路線：No.1,2,3,4,5,A,B

路線の一部でも国道・県道が含まれる場合、兵庫県が都市計画を定めます。

○尼崎市が計画を定める路線：No.6,7,8,9,10,11,12,C,D,E

路線全体が市道の場合、尼崎市が都市計画を定めます。

計画変更についてのQ&A

Q1 そもそも都市計画道路って？

A 都市計画とは、まちづくりの設計図のようなもので、住宅や工場が建てられる場所を決めたり、市内の必要な施設をどこに作るのかなどを定めています。この都市計画の中で決められている都市をつくる根幹となる道路を「都市計画道路」と言います。尼崎市では、現在139路線、約171 k mの都市計画道路が都市計画決定（ここに道路を作るという計画が決定されている状態）されており、そのうち約146 k m、約86%が整備済です。これは、全国平均約62%（平成25年3月31日時点）に対して、高い整備水準になっています。

Q2 計画を見直した道路は使えなくなるの？

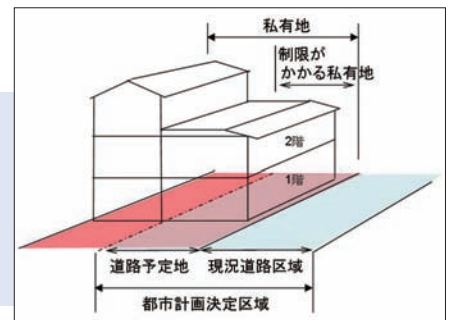
A 今回の見直しは、今後の新設や拡幅の計画を見直すものであり、現在利用している道路はそのまま利用できます。

Q3 計画を見直し（縮小や廃止）することで、将来渋滞が起こったりしないの？

A 計画の見直しにあたっては、見直し後の都市計画道路網において将来交通量の予測を行っており、渋滞が起こらないことを確認しています。

Q4 道路予定地における建築制限って？

A 都市計画決定道路の予定地には、2階建て以下（路線によっては3階建て以下）で地下を有しない、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等に類する構造で、容易に移転または除却できる建築物しか建てられないといった建築の制限がかかります（右図）。



Q5 見直しを行うことで建築制限はどう変わるの？

A 都市計画道路の見直しで縮小や廃止となった道路予定地については、Q4の建築制限がかからなくなります。

お問い合わせは

尼崎市 都市整備局 土木部 道路整備担当（市役所北館6階）

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL: (06) 6489-6493 FAX: (06) 6488-8883

E-mail: ama-douroseibi@city.amagasaki.hyogo.jp

都市計画道路の計画の見直しに係る都市計画変更に対するパブリックコメント募集結果

- パブリックコメントの募集期間、内容、結果
 - ・ 募集期間 : 平成 27 年 9 月 7 日 (月) ~ 平成 27 年 9 月 28 日 (月)
 - ・ 募集内容 : 今回の都市計画変更に関する意見
 - ・ 募集結果 : パブリックコメントの対象となる意見 0 件
- その他意見 (パブリックコメントの対象外) 66 件 (31 名)
 今回の都市計画変更に関する意見ではないため、対象外としております。

その他意見の概要	件数
園田西武庫線の建設工事には反対である。工事を中止してほしい。道路を拡げないでほしい。	11件
園田西武庫線の藻川工区について、現在計画されている道路構造等を見直してほしい。 ・橋げたの厚みを薄くしてほしい ・降り口の勾配を5%から6%としてほしい ・車線の幅員を狭くしてほしい ・側道の幅員を狭くしてほしい ・できるだけ用地買収が少なくなるようにしてほしい ・遮音壁を遮音ドームに変更してほしい ・東園田側の堤防上道路を通れるようにしてほしい ・アプローチ下部は溜まり場とならないよう、塀などで囲んでほしい、防犯カメラをつけてほしい ・信号機の設置をしてほしい(東園田側)	14件
園田西武庫線の藻川橋梁を整備することで、堤防が弱められる危険がある。 藻川の堤防に些かでも負担をかける工法には反対である。 堤防の側面にアプローチを付設するのは、破堤の危険を増やすので反対である。	5件
園田西武庫線の整備や土地買収について、説明を丁寧に行い、住民の納得できるものにしてほしい。工事を急がないでほしい。	6件
園田西武庫線の事業は地域住民にとっては環境破壊である。 園田の町の環境が悪化するのは困る。 橋がかかると車両の交通量は増え、騒音や排気ガスなどで環境が大きく変わる。 周辺住民の環境権を奪うことになる。 安心して暮らせるように環境を整備してほしい。	13件
園田西武庫線よりも、宮園橋の工事を先にやってほしい。 宮園橋は歩行者や自転車にとって大変危険である。 信号の設置(食満側)とともに安全確保の検討をしてほしい。	2件
園田西武庫線は計画通りとの決定に反対である。	13件
税金を園田西武庫線の建設ではなく、福祉や道路の維持補修など他の用途に利用してほしい。	2件

都市計画道路の計画の見直しに係る都市計画変更に対する説明会結果

○ 説明会の開催日時、会場、参加人数

平成 27 年 9 月 10 日（木）	中央公民館	2 名
平成 27 年 9 月 11 日（金）	大庄公民館	3 名
平成 27 年 9 月 14 日（月）	小田公民館	5 名
平成 27 年 9 月 15 日（火）	立花公民館	1 名
平成 27 年 9 月 16 日（水）	武庫公民館	1 名
平成 27 年 9 月 17 日（木）	園田公民館	11 名
		計 23 名

○ 都市計画道路の計画の見直しに関する意見 2 件（2 名）

意見の概要	市の考え方	件数
阪神国道線について		
阪神国道線の見直し区間は街の中心地であるが、駐車場などの利用が多いように思う。これは、都市計画の建築制限がかかっているからではないか。計画を縮小して、建築制限を解除することで、街の発展につながるのではないか。縮小には賛成である。	【素案にすでに盛り込み済み】 市といたしましては、阪神国道線の幅員を縮小とする案を作成し、阪神国道線の都市計画変更の決定権限をもつ兵庫県に対して、案の申し出を行う予定としております。	1件
出屋敷線について		
出屋敷線の廃止区間について、病院が新しくできたので、整備できるのであれば整備したほうがよいのではないか。	【以下の理由から素案は変更しない】 将来の交通量の予測を行った結果、出屋敷線を整備せずとも、隣接して並行する道路で交通量が補完可能であることなどから、廃止としています。	1件

○ その他意見（パブリックコメントの対象外） 16 件（8 名）

今回の都市計画変更に関する意見ではないため、対象外としております。

意見の概要	件数
園田西武庫線について、藻川工区はいつごろ完成予定か。災害時を見越して、早く完成してほしい。	1件
園田西武庫線の御園工区はいつごろ開通するのか。開通すれば便利になる。	1件
園田西武庫線について、藻川には橋が多くあるので、橋の新設は不要である。園田西武庫線についても、見直し対象としてほしい。	1件
園田西武庫線の整備に税金を使うのであれば、福祉などに使ってほしい。園田西武庫線の整備よりも、生活道路の蓋がけや、歩道のバリアフリーや道路の維持補修などに税金を使ってほしい。	2件
園田西武庫線について、住民の了解も取らずに、一方的に橋脚工事にかかりだしたことは許されないと思う。土地の買収が完了していないのに、藻川工区の橋脚工事に入るのは順序がおかしいと思う。着工してしまえば諦めるだろうと考えているとしか思えない。	2件
園田西武庫線について、新しい道路ができれば、交通量が増えて、騒音や排気ガスが大変なのではないかと心配である。	1件
園田西武庫線について、もう少し縮小した形で道路や橋を作ってほしい。	1件
園田西武庫線について、もう少し住民の声を聞いて事業をしてほしい。	1件
園田西武庫線が利用されることによって、環境などの現実的な犠牲を伴うのは尼崎市民である。園田西武庫線の整備は、市民の利益になっていない。	1件
園田西武庫線についての説明会での意見やパブリックコメントを市内部で報告してほしい。パブリックコメントを兵庫県に申し伝えてほしい。	2件
大庄友行線の歩道の整備は、近くに小学校があることから早く進めるべきである。	1件
都市計画道路網見直しについて、平成26年から説明会やパブリックコメントなどの手続きを行っていたとの説明だったが、今回初めて知って説明会に来た。周知方法が悪いのではないか。	1件
道路を整備しても、自転車道を整備しないと意味がないのではないか。	1件